

## 第8回「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」の開催について

### 1 はじめに

国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）では、平成26年11月18日から11月20日の間、マレーシア、クアラルンプールにおいて、第8回グッドガバナンスセミナー（GG8セミナー）を開催しました。GGセミナーは、東アジア諸国における「法の支配」と「良い統治」の確立に貢献するため、平成19年度から毎年1回、開催しているものであり、これまで、バンコク（第1回、2回）、マニラ（第3回、4回）、東京（第5回、6回）、クアラルンプール（第7回）と行われてきました。GG8セミナーは、第7回に引き続き、マレーシアの汚職対策機関であるマレーシア反汚職委員会（MACC）及び同委員会の内部組織であるマレーシア反汚職大学校とアジ研との共催により開催されたものです。ブルネイとシンガポールが初参加となり、ASEAN全10か国がそろい、捜査官、検察官及び裁判官の合計17名が参加しました。さらに、海外客員講師として、韓国ソウル中央検察庁部長検事リー・ジンス氏及び香港司法省検察局次長級検事チャン・シュク・マン氏の講義がなされ、当所教官からも日本の汚職捜査の現状について発表しましたので、GG8セミナーは、合計13か国の知見を共有する貴重な機会となりました。



アジ研所長による開会挨拶



アジ研教官発表

第1回から6回までのGGセミナーでは、国連腐敗防止条約（UNCAC）に盛り込まれた重要事項を中心に、法の支配の確立や汚職対策の強化、その他参加各国のグッドガバナンスの確立に関連ある事項の中からテーマをひとつ選び、そのテーマについての参加者発表や、海外客員講師による講義を行うことにより、反汚職や汚職事件捜査についての知識共有を深めてきました。また、第7回GGセミナーにおいては、「汚職事件における捜査能力の向上」（Enhancing Investigative Ability

inCorruption Cases) をテーマとし、各国の取調技法やその他の捜査手法等について検討しました。そこで今回は、これらの成果を踏まえつつ、法制度の在り方や反汚職捜査機関の態勢等にとどまらず、その実際の運用や、現実には生じる問題点について、更に具体的に検討すべく、「汚職事件の捜査、訴追及び公判における現状と問題点」(Current Issues in the Investigation, Prosecution and Adjudication of Corruption Cases) をテーマとし、参加者には、捜査・公判などにおいて、問題のあった具体事例を紹介してもらうこととしました。具体例を通じて、各国の汚職捜査の実情を理解するとともに、その問題点や解決策を話し合う中で、将来の捜査・公判に役立つ教訓を得ることを企図したものです。それでは以下、海外客員講師による講義内容と、参加者発表の概要について紹介します。

## 2 海外客員講師の講義内容

### (1) 韓国ソウル中央検察庁部長検事リー・ジンス氏

同氏からは、韓国の法制度と、韓国での汚職捜査の在り方についての講義がありました。韓国の刑事司法制度は、大陸法系を基本に英米法系を取り入れたものであり、日本の制度と類似しています。検察官が捜査権限を持ち、特に、複雑重大な汚職捜査に関して、検察官の役割が非常に大きいのも日本と同様です。そして、最近、韓国では特に、汚職捜査に関する公正性と政治的中立性を求める国民の声が大きくなり、2013年に、大検察庁の下に、汚職捜査の捜査計画策定、捜査支援、捜査員らの人材育成を担当する反汚職部門を設けるなどの改革を行いました。また、リー氏は、デジタルフォレンジックの重要性を強調しておられ、大検察庁に、サイバー犯罪



リー・ジンス氏

捜査部門や、デジタルフォレンジック部門が置かれていることとその役割について説明がありました。

### (2) 香港司法省検察局次長級検事チャン・シュク・マン氏

香港は、中国返還後においても、英米法系の司法制度を維持しています。また、反汚職独立委員会 (ICAC) という強力な汚職対策機関を有しており、この機関による活発な汚職摘発により、汚職の抑止に成功しているといえる地域でもあります。

チャン氏からは、香港の制度や ICAC についての概要説明の後、香港での

検察の役割についての詳しい講義がありました。香港における検察は、汚職事件を含めて捜査権を有しませんが、訴追するか否かにつき裁量権を有しており、訴追を行うには、証拠が十分か否かだけでなく、訴追するに足る公益性があるか否かについても十分検討するとのことでした。そして、訴追基準は、日本の「合理的な疑いを容れない程度の証明」とは異なり、“a reasonable prospect of conviction”（有罪となる合理的な見込み）とのことでした。チャン氏は、香港での検察官の使命は、「有罪判決を獲得すること」ではなく、「有罪の者は有罪に、そして無実の者には無罪の判決を得ること」であり、



公正中立性がもっとも重要であるということを強調しておられました。

### 3 参加者発表概要について

参加者は、各国法制度についての簡単な説明とともに、汚職捜査の具体例を発表し、その後、質疑応答が行われました。ASEAN 各国は、地域的には近い距離にあるものの、それぞれ異なった法制度を有しており、その相違点を確認しつつの議論となりました。ここでは、特に印象に残った具体例を2つご紹介したいと思います。

#### (1) サッカー国際試合での八百長汚職事件（シンガポール汚職捜査機関による発表）

シンガポールもまた、強力な汚職対策機関（CPIB）を有し、“Zero-Tolerance”（ゼロ容認・どんな汚職も認めないこと）のスローガンのもと、政府をあげての積極的な汚職摘発を行っています。今回紹介のあった事例は、シンガポール人被疑者らが関わった、大規模かつ国際的なサッカー八百長事件でした。



1994年、CPIBは、あるシンガポール人を、国内アマチュアサッカー試合の八百長事件で摘発しましたが、その後、この八百長事件は、イギリス、フィンランド、ハンガリーなど多くの国のプロサッカーリーグを巻き込む八百長事件へとつながり、これらの事件の背後には、シンガポ

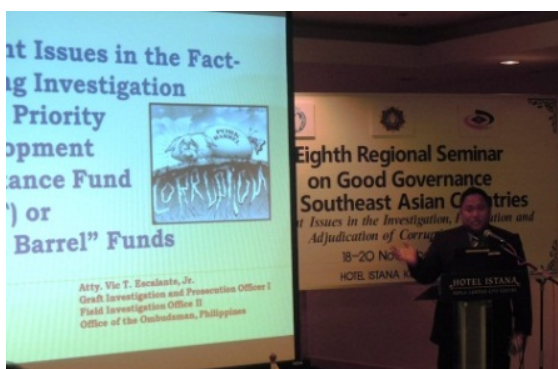
ウィー・ケン・ロック・レイモ



ールに拠点を置くシンジケートが存在したことが判明しました。シンガポールでは、国内の機関（CPIB、警察、情報部門など）による特別捜査チームを結成し、さらに、インターポールや関係するヨーロッパ各国の捜査機関とも連携するなどして捜査を進め、2013年、シンガポール国内において行われたサッカー国際試合（アジア・コンフェデレーションズカップにおけるもの）での八百長事件を摘発して、前記シンジケートに関わる多くの被告人につき、有罪判決を得るに至ったのです。その過程では、事件をセンセーショナルに報道する国内外メディアへの対応、海外捜査機関との連携、共犯者証人による法廷での証言、押収した膨大なデジタル証拠の復元、解析など様々な問題に直面したとのことでした。この事例は、事例そのものが、スポーツ界における汚職という、非常に現代的かつ社会の耳目を集めるものであるとともに、捜査における国際協力の重要性、犯罪組織内部の共犯者証人の重要性、デジタルフォレンジックの活用など、汚職犯罪捜査・公判における様々なトピックが詰まったものであり、非常に興味深いものでした。

## (2) 政治家による公金不正使用事件（フィリピン反汚職機関による発表）

フィリピンは、憲法上の機関として、反汚職のための「オンブズマン」があり、この機関が、汚職犯罪の捜査・訴追を行うという独特な



制度を有しています。今回紹介があったのは、このオンブズマンが捜査・訴追した公金不正使用事件でした。この事件は、政府から各議員に支給される開発援助金（英語ではこれを“Pork Barrel”と呼ぶそうです）を、多数の議員が本来の目的ではない不正な目的

ヴィック・ティール・エスカランテ氏

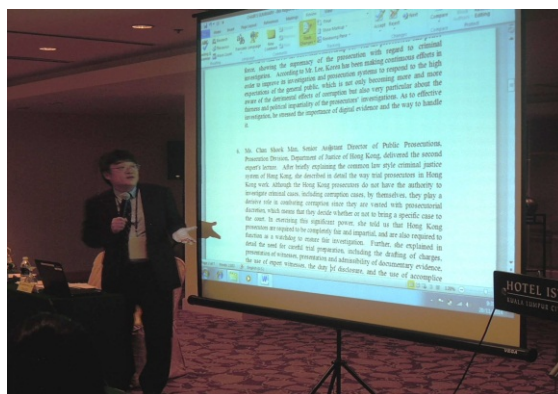
に利用していたというものです。この事件では、オンブズマンの捜査官

たちが、他の公的機関の非協力、徒歩以外の交通手段がない地域での証拠収集、被疑者である政治家が雇用する武装集団の脅威、台風や洪水など自然の脅威、事情聴取対象者の文盲、言語の違い、被疑者らに対する恐れのために非協力的な関係者等々、数々の困難に直面しながらも、それらをひとつずつ克服し、被告人らの起訴、有罪判決に至ったということでした。オンブズマン捜査官が直面した困難の中には、日本における捜査でも経験しそうなもの、そうでないものがありまし

たが、まさに、想像を超える困難を、捜査官らの努力と汚職撲滅への情熱をもって克服した成功事例であると思います。

#### 4 終わりに

今回は、上記の2事例のみを紹介しましたが、セミナーにおいては、このほかにもいくつも興味深い事例が発表されました。法制度や文化の相違に起因して、捜査手法や公判の在り方等に大きな違いがあると感じる発表もあれば、各国に共通するような問題点を提起する発表もありましたが、参加者は、それぞれの問題につき、熱心に質問し、問題解決策を述べ合うなど、活発に議論しました。そして、本セミナーは、最終日に、セミナー議長を務めた当所森永次長が議長総括を発表し、盛況のうちに幕を閉じたのです。



アジ研次長による議長総括

各国が抱える汚職問題は、そう簡単に解決できるものではなく、汚職との闘いは今後も厳しい状態が続くものと思われます。しかし、各国から関係者が集まり、国や制度の垣根を越えて、知識共有と議論の場を持つことは、日々の取組に何らかのヒントを与えてくれるものと思いますし、実際の国際協力のためのネットワーク形成にも資するものです。アジ研では、今後もこのGGセミナーを継続し（来年度はインドネシアでの開催を予定しています）、ASEAN各国の汚職との闘いに協力していきたいと考えています。



(国連アジア極東犯罪防止研修所教官 三尾有加子 記)